

北海道新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定見直しについて（1／2）

1 新幹線鉄道騒音の環境基準

- 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準として、環境基本法に基づき国が指定

地域の類型	基準値	備考
I	70dB以下	住居系の地域
II	75dB以下	非住居系の地域

- 各類型を当てはめる地域の指定（類型指定）は、国が定める処理基準に基づき都道府県が指定

【処理基準の主な内容（H13環境省通知）】

- ・類型の当てはめは、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要のある地域について行うこと
- ・類型の当てはめに際しては、土地利用などの状況を勘案して行うこと

2 北海道新幹線の類型指定状況

- H19.6.12 北海道環境審議会答申
類型を当てはめる地域の指定に係る基本の方針（範囲、時期、見直し）
- H19.6.29 類型指定（知内町～新函館北斗間）
- H28.3.29 類型指定（新函館北斗～札幌間）

3 類型指定の見直しの必要性

- (1) 鉄道運輸機構から札幌駅近傍などを地中化する等の建設工事計画の変更が示された
- (2) 「処理基準の適切な運用について」（R2.8環境省通知）により、類型指定に係る処理基準の全国一律の考え方が示され、道の指定について一部見直しの必要が生じた
- (3) H28.3の類型指定から5年が経過し、沿線自治体の土地利用等の状況の変化に対応

4 見直しのポイント

（1）建設工事計画の変更にあわせた指定の見直し

札幌市、北斗市、八雲町の一部路線地中化による指定地域の削除

（2）処理基準の適切な運用（R2.8環境省通知）の考え方に基づく指定の見直し

● 類型当てはめ地域の範囲（開業区間：知内町～新函館北斗間）

現状 軌道中心から両側300mの範囲を一律に指定

見直し 実測値に基づき影響のある範囲のみを指定（軌道中心から両側130m）

● 住居系の地域に相当する類型の当てはめ

現状 家屋があれば住居系の地域に相当するとし類型Iを当てはめる

見直し 地域を一体としてとらえ、人口密度等により住居系の地域に相当するか判断し、類型を当てはめる

5 今後のスケジュール

- R3.2 沿線市町村に見直し要領を示し、意見交換及び市町村案の作成
- R3.3 市町村案を反映した道案の作成
- R3.4 市町村への意見照会
- R3.5 告示、施行

北海道新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定見直しについて（2／2）

処理基準及び道の基本的方針、処理基準の適切な運用

項目	類型当てはめ地域の範囲 (開業区間：知内町～新函館北斗間)	住居系の地域に相当する類型の当てはめ
処理基準 (H13環境省通知)	・通常の生活を保全する必要のある地域とすること	・土地利用などの状況を勘案して行うこと ・住居系の地域に相当する地域は類型Ⅰ、その他は類型Ⅱに当てはめること
道の基本的方針 (H19答申)	・原則として、軌道中心から両側300mまでの区域とすること ・適宜見直し等行うこと	・土地利用などの状況を勘案して実施すること ・住居系の地域に相当する地域は類型Ⅰ、その他は類型Ⅱに当てはめること
処理基準の適切な運用 (R2環境省通知)	・実測調査や実測値に基づき範囲の推計を行い判断すること	・住居系の地域に相当する地域の判断にあたっては、地域を一体としてとらえ、居住実態（居住者数や人口密度等）や建築物の種類から総合的に勘案すること
見直し結果	<p>開業区間については、実測値に基づき範囲を推計する。</p> <p>⇒開業区間は通常の生活を保全する必要のある地域として、130mまでを範囲とする。</p> <p>道はH29以降、6箇所において軌道中心から25m地点で測定を実施し、これまでの最大実測値は77dB。騒音は距離により減衰するため、軌道中心から25m地点で77dBであれば、130m地点で環境基準値70dBを達成すると推計される。</p> <p>130～300mの範囲は指定から除外する。 *未開業区間は実測値がないため今回は見直さない</p>	<p>家屋の密度が同じような土地利用状況の地域を一体としてとらえ、人口密度等により、住居系の地域に相当するか判断し、類型の当てはめを行う。</p> <p>⇒人口密度が高い等住居系の地域に相当する地域は類型Ⅰ、それ以外は類型Ⅱとする。</p> <p>点在して家屋がある地域等の人口密度の低い地域は住居系の地域等に相当しないため、類型Ⅰから類型Ⅱに見直す。</p>